

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	商工振興事業資金融資信用保証料補給金			補助金番号	F1-1	
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市小企業事業資金融資あっせん等に関する要綱					
交付の目的	小企業事業者の事業経営に必要な資金を確保する措置を整備し、事業者の経営安定・健全な育成を図ることを目的とする。					
補助対象経費	枚方市小企業事業資金融資を受けた事業者が支払った信用保証料					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	事業者					
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	1,000	800	1,000	1,000
決算額	298	336	136	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	298	336	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	4	4	2	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	当該補助金により小企業事業者の資金調達の円滑化を図り、経営の安定及び健全な育成につながることで、市内産業の活性化につながる。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	小企業事業者の資金調達の円滑化に必要な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	利用事業者のアンケート結果では高いニーズがみられ、今後も一定のニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	枚方市小企業事業資金融資の利用に係る負担を軽減することで、小企業事業者の経営安定化につながっている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	事業者が負担した信用保証料を直接補助することが効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市小企業事業資金融資を利用した事業者を交付対象としており、不特定多数が申請可能である。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	信用保証料は金融機関のプロパー融資にはない負担であり、事業者の負担を軽減するため、10万円まで全額補助としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページに公開しているほか、対象融資の申込者に対して窓口で案内用紙を配布している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	枚方市小企業事業資金融資を利用した際の信用保証料を対象としている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	一般的に資金調達が困難な小企業事業者が、必要な融資を円滑に受けられるために必要である。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
新型コロナウイルス感染症関係制度融資等の延長	今後の制度の延長が不明であることから現状を継続する。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	コロナ禍により、本事業を利用する事業者は一時的に減少しているが、公益性、必要性、有効性の観点から、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	大阪府開業資金融資信用保証料補給金			補助金番号	F1-2	
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市開業資金等融資に係る信用保証料補給金交付要綱					
交付の目的	事業者の開業時・開業後の負担軽減により中小企業の振興及び育成に寄与することを目的とする。					
補助対象経費	大阪府中小企業事業融資制度の開業サポート資金の融資を受けた事業者が支払った信用保証料					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	事業者					
開始年度	平成13年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	200	200	200	300
決算額	0	100	200	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	100	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	0	1	2	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市内で創業する事業者を支援することで、市内産業の活性化につながる。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「地域産業が活発に展開されるまち」において「創業を希望する個人等が市内で独立創業できる環境づくりの充実を図ります。」としており、本施策目標の達成に向けて当該補助金は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	全国的に創業者は増加傾向であることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	市内で創業する事業者の資金調達に係る負担を軽減することで、創業者の事業継続・経営安定化につながっている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	事業者が負担した信用保証料を直接補助することが効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	開業サポート資金融資を利用した事業者を交付対象としており、不特定多数が申請可能である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	信用保証料は金融機関のプロパー融資にはない負担であり、事業者の負担を軽減するため、10万円まで全額補助としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	開業サポート資金融資を利用した際の信用保証料を対象としている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	一般的に資金調達が困難な開業後間もない事業者が、必要な融資を円滑に受けられるために必要である。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	新規又は事業開始後5年未満の個人・法人を対象とした事業であり、公益性、必要性、有効性を踏まえ、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	商業振興事業補助金			補助金番号	F1-3	
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市商業振興事業補助金交付要項					
交付の目的	市内商業団体が行う商業振興事業に対して補助することで、市内の商業振興に資することを目的としている。					
補助対象経費	広告宣伝費、会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、備品借上げ費、消耗品費、催事にかかる保険料					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	枚方市商業連盟					
開始年度	平成18年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	2,031	2,800	2,600	2,600
決算額	1,781	1,829	1,949	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	1,781	1,829	1,949	

(件)

交付実績	2	2	2	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	商店街は地域の身近な買い物の場を提供するだけでなく、地域コミュニティの形成やまちの安全・安心に寄与するなど、様々な機能を有しており、商店街の活性化は市民生活にも広く有益である。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	地域産業が活発に展開されるまちの実現に向け、地域コミュニティの中心の役割を担う商店街を支援することは、市内商業の振興に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	商店街等の衰退が問題となる中、市内事業者が一体となって本事業に取り組むことにより、事業の参加人数・店舗ともに増加しており、実施後の調査においても高い満足度を得ている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	枚方市商業連盟が加盟店と参加者へアンケート等を行うことで、実施状況の調査及び取組内容の改善を図っており、地域住民のニーズにあった事業が展開されている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付により市内商業の実情に応じた事業が迅速かつ効果的に実施できる。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の団体を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	1/2補助であるため、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要項に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している他、年度当初に説明会を開催している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市内商業の振興に資する補助事業であり、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を動かし補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	やる気のある市内商業者の下支えを行っており、補助金申請時及び完了報告時に提出する収支予算書や決算書等の書類により資金計画等を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	商店街をはじめ、商業者の自助努力や工夫に対する支援として、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	テイクオフ補助金			補助金番号	F1-5
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市テイクオフ補助金交付要綱				
交付の目的	市内で事務所等の用に供するために建物を賃借している創業初期の中小企業者に対して交付することにより、その事業を安定させ、もって本市の経済の活性化に資することとする。				
補助対象経費	補助対象者が賃借する事務所(店舗、研究所、工場等を含む)の用に供する建物の賃借料 補助対象者は以下のいずれかに該当する者 A. インキュベートルームを1年以上使用し、補助金交付申請時(前年度以前に補助金の交付を受けた者については、当初の申請時)において、インキュベートルームの使用の終了後1年を経過していない者。 B. 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を認定市町村から受けた者であって、補助金の交付の申込み時において当該証明の有効期限を経過していない者。				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	事業者				
開始年度	平成20 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	その他 ○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	2,513	500	3,000	2,400
決算額	1,278	0	420	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	1,278	420	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	4	0	2	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	創業初期の中小企業を支援し、本市の経済の活性化に資することを目的とする補助金であり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	地域産業が活発に展開されるまちの実現に向け、創業初期の事業者支援の面において当該補助金の交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	インキュベートルーム使用終了後、市内創業者のうち当該補助金の交付を受けている割合が高いことから、ニーズの高さを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	インキュベートルーム使用終了者のうち、市内で創業する事業者の割合から、当該補助金交付による効果をj確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	市内創業者の自主的な取り組みのため、補助金交付が効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数が交付申請可能となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象経費の2分の1である。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	他自治体の事例等から、妥当性を確認している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページに交付要綱等を掲載している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	類似制度はない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	地域経済活性化基金を財源とした補助金であり、また創業後間もない事業者を支援する補助金である。令和4年度より、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を認定市町村から受けた者も対象に追加し、創業支援のさらなる充実に向けて実施している。補助金交付終了後には、アンケート等を通じて事業状況の把握を行い、当該補助金交付の効果測定を行う。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	地域産業基盤強化奨励金			補助金番号	F1-6	
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱					
交付の目的	本市における企業等の立地及び設備投資の促進を図り、もって企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用の創出に資することを目的とする。					
補助対象経費	産業集積地域において操業を行う企業等が新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	事業者					
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	41,887	19,147	23,965	24,742
決算額	17,253	17,040	23,965	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	17,253	17,040	23,965	

(件)

交付実績	7	7	8	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	新規操業又は事業拡大に伴い、税収や新たな雇用創出が見込まれ、地域経済への経済波及効果が期待されることから、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「地域産業が活発に展開されるまち」において、「企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業の活性化を図ります。」としており、本施策目標の達成に向けて当該補助金事業は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	一定して活用相談や申請があり、ニーズが高い。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業拡大における税収の拡大や、新たな雇用創出がなされた報告等から、当該補助金交付による効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	各企業が自ら取組むことで企業及び地域への経済効果が広く期待されるものであり、補助金の直接交付が、より適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	産業集積地域における製造業を対象とし、複数の団体を交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象期間における固定資産税相当額の2分の1を補助。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	本市及び大阪府ホームページに公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	本市における企業等の立地及び設備投資の促進を図り、企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用の創出に資する事業とする。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	製造業を営む企業が新たに基盤強化を行うには相当の投資が必要である。これらを勘案し、交付団体への補助金交付は客観的に必要と認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	大企業および中小企業の新規立地の促進や市外転出を防止するための唯一の補助金であり、公益性、必要性、有効性の観点から、引き続き補助制度を継続する。今後は企業定着と誘致にかかる市独自の新たな工業振興に向けた補助の構築に向けても検討する。
対応完了・廃止予定時期	